

令和2年度第1回文化財保護委員会議事録

1.日時・場所

令和2年8月19日（水） 午前10時～12時30分 中央公民館 中会議室

2.出席者

杉浦茂（委員長）、杉浦五一、松井節子、杉浦卓次、藤井智鶴、鷹巣純（以上委員）、宇野教育長、加塚教育部長、中野課長、近藤課長補佐、池崎、一柳

3.議題

- (1) 令和元年度事業報告について
- (2) 令和2年度事業計画（案）について
- (3) 新規文化財指定について

4.その他

- (1) 企画展「時を切り取る近代の絵はがき」（会期 7/18～9/6）のお知らせ
- (2) 報告事項

1. あいさつ

2. 議題

議題（1）令和元年度事業報告・資料1と議題（2）令和2年度事業計画案・資料2について

委員長：それでは議題（1）、議題（2）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料1・2に基づき説明する）

鷹巣委員：文化会館改修事業は、いつおこなわれますか。

事務局：設計は昨年度おこない、工事は今年度おこないます。機材がそろい次第着手の予定で、時期は今年の10月～12月頃かと思います。

藤井委員：文化財保存事業で、文化財案内板設置工事がありますが、宿並図を活用するというので、市史編さんで蓄積した資料も有効利用すべきかと思います。また、市史編さん事業で得られた情報を活用できる仕組みづくりが必要かと思います。

事務局：活用できる資料や情報があれば、活用したいと思います。

鷹巣委員：市史編さん室と文化財担当室で、情報共有ができていない現状があると思います。このままでは、編さん事業が終了した際に、収集された資料は残るが、情報が残らない可能性があります。資料の内容を理解した職員を複数人配置でき

る予算措置や、文化財行政が資料と情報の両方を上手く引き継げるような体制づくりを保護委員会として要望すべきではと考えています。また、文化財行政で収集された資料を引き継ぎ、拡張することも考えるべきです。

委員長：市史編さん事業の終了が近づいている中で、そのようなことを考えるのは今だと思っています。市史を読めばわかるということよりも、実際の資料にあたるのが大切です。資料の活用、所在場所の確認を含めて、今後の体制づくりを考えていくべきです。

鷹巣委員：資料の所在の確認でいえば、最近文化財担当が主導で実施した、前嶋満助関係資料の調査がよい事例だと思います。これは、前回の市史編さん事業で大変重要になった資料ですが、その際に資料の所在の記録がされなかったため、新編知立市史に活用できなかったということがありました。今回も同じようなことが起こる可能性があります。文化財行政で重要なのは、過去の資料がどのような状態であったのかを把握することなので、その都度見聞きした情報を追加する必要があると思います。

文化課長：現在、係間で情報共有をはかるよう会議を数回実施しました。また、事業終了後も収集した資料を整理できる体制を要望（予算措置の要望）しています。

鷹巣委員：体制づくりについて市史編さん委員会等、多方面から要望したいと思います。

文化課長：蓄積した資料や情報が無駄にしないよう危機感をもって取り組みたいと思います。

教育部長：人員配置計画については、既に当局へ要望したことを補足します。

松井委員：令和2年度事業文化財案内板設置工事に関連しますが、文化財である松並木を訪れた人にわかるよう、遊歩道沿い馬の銅像のあたりに、馬市の写真を入れた案内板を設置してはどうでしょうか。説明よりも目で見て、わかりやすい工夫が必要です。

事務局：文化財看板については計画的に修繕しており、松並木の看板は劣化が進んでいないため修繕していない状況ですが、次年度以降実施できるよう要望します。

杉浦委員：市史編さん時に収集した資料では、町役場の資料がほとんどないという現状でしたので、しっかりと保存活用していただきたいです。歴史民俗資料館で実施した企画展も、使用した資料の情報を集めておくといいと思います。また、宿並図を活用した案内板を設置するということですが、古城跡の説明版と並べて設置するのでしょうか。

事務局：古城跡の看板は残していきます。位置はこれから協議します。

杉浦委員：案内板を見やすい位置に設置することと、古城跡や東海道の流れを考えた設置ができるとういと思います。

鷹巣委員：文化財保存事業内の歴史文化保存活用市民向けワークショップについて、とてもよい取り組みだと思います。宿場町の建物については、建て替えの時期に来ていると思いますが、取り組みによって、宿場の町並みが町おこしの重要な材料になること

が意識づけられ、少しでも建物が壊されてしまうという現状を変えられると思います。また、取り組みが継続的に行われることが大切で、地域ぐるみで宿場の町並みの価値づけがおこなわれることを期待しています。

委員長：昨年度から職員向けのプロジェクトを立ち上げ、今年度市民向けワークショップを実施するということですが、説明をお願いしますか。

事務局：地域の方々が町の歴史について知ることにより、自分の町に誇りをもってもらうという趣旨で、地方創生に関する補助金を得て実施するものです。職員向けプロジェクトは、文化課のみでなく関連する部署で情報共有することと、また問題意識を共有するということが目的として立ち上がりました。自分たちで、文化財を保存活用するために、地域のまちづくりで何ができるのかという視点で話し合いをしています。今年度はプロジェクトの職員を含めて 20 数名でワークショップを実施する予定です。また、他地域のまちづくりに関する取り組みを学ぶことや、2 日目は、市内を実際に歩いて、宿内にある古いお宅や、知立神社の茶室を見学する予定です。実際に住んでいる方にも、活用に関して興味をもってもらうきっかけとなればと思います。

委員長：古城跡に設置する宿並図に関する看板を含めて、実際に活用できるものを総合的につくってもらえればと思います。

事務局：職員プロジェクト内のメンバーで建築課が含まれていますが、市内で建物を壊すという情報が事前に入ってくるようです。そのような情報を共有することや、道路のカラー舗装などに関しては、土木課と連携するなどの結びつきを強めるという狙いもあります。

杉浦委員：知立市全体で歴史を大切にできる取り組みができることはよいと思います。何年前かに東海道のフィールドワークをした際に感じたことは、宿内に現存する店舗等で蔵がある場所があったので、同様に調査できるよいと思います。地域の方々にその価値を理解していただき、クラウドファンディング等を利用して活用できるとよいですね。

鷹巣委員：職員プロジェクトと文化財担当との関係はどうなっていますか。

事務局：文化振興係が主管しているプロジェクトで、事務局として調整や、会議等を運営しています。

議題（3）新規文化財指定・資料3について

事務局：（資料3に基づき説明する）

文化財指定基準に関して、平成 28 年度第 2 回会議にてご審議いただき、平成 29 年第 1 回及び第 2 回にも合わせてご審議いただきましたが、その後、平成 30 年 7 月に定例教育委員会にて了承を得た後、告示を実施しないままでありました。今回、新指定にあたっては、告示を実施した後、指定基準に基づく指定という手続きでよ

ろしいでしょうか。当資料の指定基準については、指定調書内に明示をしたいと思いますが、第2条第2号の絵画に該当し、「イ」か「エ」にあてはまると考えていますが、この事案においては真宗の歴史において価値があると考えているので、「イ」でよいのではと考えています。この文言を調書に記載しようと考えています。合わせてご審議をお願いします。

鷹巣委員：指定基準は明示するということが大切ではなく、どの部分が指定に値するかを明らかにする必要があると思います。「イ」が該当部分であるとは言えますが、方便法身尊像のなにが重要であるかを明示する必要があります。いずれ指定解除の時期が訪れますが、指定要件が外れたことが解除になるので、その理由を明示しておく必要があります。西尾市で、文化財指定されている五本松が一本折れ、また二本目も折れたことがあり、理由が明示されていないので、五本松として指定しつづけるのかと議論になりました。解除の時のためにも、指定の理由を明示しておくのがよいでしょう。

藤井智委員：由来及び沿革で、「当資料を含め多くの真宗関係資料が残されている」とありますが、現状でも残されているのでしょうか。火災で焼失した資料と、残った資料について明らかにすべきかと思えます。火災でなくなってしまったが、文明以降の資料が残っているということを記載する必要があると思います。他に古い資料が残されているのか、きちんと調査が実施されているのかどうか表現が分かりにくいと思います。

鷹巣委員：方便法身尊像が、火災から復興した萬福寺に下付されたことにより、本願寺内で復興が承認されたとみなされた位置づけにあるものだと思います。

藤井智委員：火災から復興したことが、本願寺から承認されたということの意味する資料というようにシンプルに書いた方がよいと思います。

事務局：指定基準として、「エ」地域的な特色があるという点では、三河地方に真宗関係資料が多いということが指定基準になるのではと考えていますがいかがでしょうか。

委員長：親鸞の関係でいえば、尾張にも真宗関係資料が多いと思います。

鷹巣委員：真宗は三河が主流だと思います。絵画としては鑑賞不能ですが、裏書に価値があると思います、下付の年代から復興萬福寺の出発点を位置づける資料であるということに意味があると考えられ、文化史的に高い位置づけであるというのが指定理由であるということではよいのではないのでしょうか。ついては、裏書が失効した時が指定解除になるということです。一つ危惧しているのは、別軸の裏書であるということです。万が一、方便法身尊像の裏書がもう一つ発見された場合は、指定を見直す必要があります。絵画と別軸の裏書が一体的なつながりをもって指定の理由となることを示しておく必要があります。

委員長：裏書で願主の部分が切り貼りされていますが、価値的には問題ないのでしょうか。

鷹巣委員：切り貼りされたものもあれば、全く見えない場合もあります。方便法身尊像と一連

のものであるということが大切だと思いますし、指定調書に何をもって指定要件とするかを明確にしておき、それが失われた段階で指定解除となるということを示す必要があります。

事務局：指定調書に指定基準内の根拠と、指定理由書についてはその内容についてもう一度整理させていただきたいと思います。

鷹巣委員：今回の指定が、文化財指定基準に基づいた指定の第一号となるので、指定基準がある場合の書式について再検討すべきです。何をもって指定となりうるかを明確にする必要があります。沿革と指定理由を分けるか、指定の根拠を追加するか、書式の確認から進めていくべきだと思います。

事務局：次回の保護委員会で整理したものを再度お示しします。

4. その他

藤井智委員：前回議題である八橋史跡保存館の方巖売茶の書軸について、台帳整理は進んでいますか。

事務局：市史編さん調査時の調査内容を集約したところですが、現場の資料と照合する作業はできておりませんが、台帳整理は早々に実施する予定です。

藤井智委員：指定文化財の方巖売茶翁の書軸は保存館にだけあるのでしょうか。指定文化財の書軸は常に掛けているのですか。軸を掛けた状態で保存してあるのには疑問が残ります。

鷹巣委員：掛けた状態であると劣化のスピードが早くなります。国指定の文化財は一か月以上の展示を禁止しています。

藤井智委員：その状態は文化財保護の観点から見過ごせません。文化財保護の立場から、文化振興係は指導や勧告をできないのでしょうか。市の施設で展示しているので、文化財の劣化については責任があると思いますが。

事務局：現状は、年に数回展示室の清掃や燻蒸の際に一緒に作業するようにしています。また、通年の展示に関しては、それを避けるよう経済課には要望していますが、改善できていない状況です。

鷹巣委員：以前、市史編さん時の文化財調査においても、既にカビが繁殖している段階でした。ケースの中の喚起対策等、カビに関する対処がなされなかった印象でした。

杉浦五委員：観光施設という視点が強く、文化財保護の観点からも市の財産として保存できるよう強く要望します。レプリカ複製を展示する方法もあると思います。

藤井智委員：経済課の管理運営に問題点があるということ、文化財保護委員会からも強く要望します。またきちんと史跡保存館にある文化財の状態を管理できる人を配置するように、人員配置をすべきだと思います。

鷹巣委員：既に保護委員会として勧告をする状況だと思います。

委員長：史跡保存館の文化財保護の体制づくりを含めて検討していただきたいと思います。

事務局：牛田町の八幡社は拝殿、中殿、本殿がありますが、拝殿は明治期のもので、地元で改修を考えているようです。牛田町から、八幡社拝殿を建造物として文化財指定できないかと要望がありました。先に、拝殿、中殿、本殿について建造物に詳しい岩田先生が調査されまして、本殿は覆殿と呼ばれ、18世紀中頃のもので価値があるということが判明しました。明治期の拝殿を含めて、一体で文化財指定できないかということでした。現段階では調査結果を待っているところで、秋ごろには申請書を提出するとのこと。おそらく次回の文化財保護委員会の中で指定についてご審議いただきたいと思います。

藤井智委員：市内の建造物については初めてでしょうか。

事務局：昭和40年代に指定されて以降、近年はありません。

藤井智委員：市内の建造物は古いものが多いと思うので、全体的な調査を実施すべきかと思いません。

事務局：基準に照らし慎重な審議をお願いします。

(12時15分閉会)